

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	所掌事項	名称	所掌事項
教育・保育・子育て支援部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保などに関する事	教育・保育・子育て支援部会	子ども・子育て支援法に基づき策定する、本市の子ども・子育て支援事業計画に係る、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保などに関する事
放課後・ <u>青少年</u> 事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関する事及び総合的な <u>放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関する事の施策及び青少年施策に関する事</u>	放課後事業部会	本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関する事及び総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場などに関する事
認可・確認部会	・子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関する事 ・就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可に際しての意見聴取に関する事	認可・確認部会	・子ども・子育て支援法に基づき本市が行う施設・事業の確認に関する事 ・就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（改正認定こども園法）に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可に際しての意見聴取に関する事
認定こども園運営予定者審査第1部会	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関して、運営予定者の計画の審査に関する事	認定こども園運営予定者審査第1部会	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき本市が行う幼保連携型認定こども園の認可及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関して、運営予定者の計画の審査に関する事
認定こども園運営予定者審査第2部会			
認定こども園運営予定者審査第3部会			
認定こども園運営予定者審査第4部会			
ひとり親家庭等自立支援部会	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定する、本市のひとり親家庭等自立促進計画に関する事、その他ひとり親家庭等施策に関する事	ひとり親家庭等自立支援部会	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定する、本市のひとり親家庭等自立促進計画に関する事、その他ひとり親家庭等施策に関する事
教育・保育施設等事故検証部会	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業で発生した死亡事故等の重大な事故についての検証及び再発防止策に関する事	教育・保育施設等事故検証部会	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業で発生した死亡事故等の重大な事故についての検証及び再発防止策に関する事
認可外保育施設教育費給付審査部会	認可外保育施設における幼児教育の無償化の実施にあたり、給付対象となる認可外保育施設の選定に関する事	認可外保育施設教育費給付審査部会	認可外保育施設における幼児教育の無償化の実施にあたり、給付対象となる認可外保育施設の選定に関する事
<p>※認可・確認部会、認定こども園運営予定者審査部会、教育・保育施設等事故検証部会、認可外保育施設教育費給付審査部会の所掌とした事項については、部会の議決をもって支援会議の議決とすることができる。</p>		<p>※認可・確認部会、認定こども園運営予定者審査部会、教育・保育施設等事故検証部会、認可外保育施設教育費給付審査部会の所掌とした事項については、部会の議決をもって支援会議の議決とすることができる。</p>	